

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二号)(衆議院提出)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、期末手当の支給割合について、従来どおり内閣総理大臣等の例によることとするため、関係規定を整理すること。
- 二、国会議員の歳費月額について、平成十五年三月末までの間は、現行の一割削減措置を継続すること。
- 三、三月期の期末手当を廃止すること。
- 四、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。ただし、三は、平成十五年四月一日から施行すること。